

平成20年(ワ)第258号 開門等請求事件

判 決 要 旨

第1 漁業行使権の物権性について

漁業協同組合の漁業権の範囲内において有する漁業行使権は、物権的性格を有し、漁業行使権を有する者は、権利を侵害する第三者に対し、妨害予防請求権や妨害排除請求権を行使することができる。

第2 漁業補償契約の効力について

漁業補償契約において一部放棄及び制限された部分を超えて漁業権が第三者に侵害された場合には、漁業権に基づく物権的請求権を行使し得る余地がある。

小長井町漁協の漁業権から派生する漁業行使権を有する原告らも、漁業補償契約において一部放棄及び制限された部分を超えて漁業行使権が違法に侵害された場合には、漁業行使権に基づき物権的請求権を行使し得る。

第3 本件開門請求の可否について

1 本件開門請求が認められるか否かは、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して決すべきである。

2 本件事業による諫早湾の漁場環境の変化について

(1) 平成10年以降に発生した諫早湾内の小長井町地先のアサリの斃死事例については、干潟域の貧酸素化が要因であるとしても、それが本件事業によるものとは認められないこと、排水門からの排水がアサリ斃死の原因となっているとは認められないことからすれば、本件事業が諫早湾内におけるアサリ養殖業の漁場環境を悪化させたと認めることはできない。

(2) 諫早湾におけるタイラギの漁獲量減少の具体的な要因を認定するに足りる証拠はなく、本件事業による貧酸素化の進行や底質の細粒化が諫早湾内におけるタイラギの漁獲量減少を生じさせたとは認められないことなどを考慮す

れば、近年の漁獲量がほぼ0で推移していることと本件事業との間の因果関係を認めることはできない。

- (3) 本件事業により諫早湾内の潮流速の低下や潮流方向の変化が生じたことにより、湾奥や湾央で貧酸素化が進行し、本件潮受堤防の締切りにより湾奥の干潟域が消滅するなどの環境変化の結果、消滅した海域を産卵場や成育場とするコノシロ等の魚類や、諫早湾内が仔稚魚の輸送経路となっているコノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことが認められる。しかし、本件事業が諫早湾内における赤潮発生の日数及び件数を増加させたことは認められない。
- (4) 開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであるから、諫早湾内の漁場環境が悪化したことをもって直ちに開門請求原告らの漁業行使権が違法に侵害されたとはいえない。

そして、本件事業が開門請求原告らの漁業行使権に与える影響の程度が漁業補償契約に基づく漁業行使権の一部放棄及び制限の範囲を超える侵害をもたらす程度のものであったかどうかは明らかではなく、少なくとも上記制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということはできない。仮に上記一部放棄及び制限の範囲を超えて開門請求原告らの漁業行使権の侵害をもたらしているとしても、本件事業による侵害の程度が大きいとはいえない。

3 本件事業の公共性ないし公益上の必要性について

本件事業は、本件潮受堤防により高潮を遮断する効果、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有している。

上記効果の多くは、代替措置により維持できる可能性があるが、それは、相応の費用や相応の期間を要することとなる可能性が高いことなどを考慮すると、代替措置により本件事業による上記効果をおおむね維持できる可能性をもって、本件事業の公共性が低いとはいえず、公益上の必要性がないともいえない。

- 4 以上の事情を考慮すると、本件潮受堤防の排水門を開門せず、本件調整池内を塩水化しないことが、開門請求原告らに対する違法な侵害行為であるとは認

められないから、開門請求原告らの本件開門請求は認められない。

第4 原告らの損害賠償請求の可否について

1 国家賠償法に基づく請求

(1) 開門請求原告らの損害賠償請求について

諫早湾内のコノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことは認められるものの、タイラギやアサリの漁場環境の悪化が本件事業によるものとは認められないこと、漁業補償契約により、一定の漁業補償がなされていること、本件事業の公共性が低いとはいえないこと、本件事業により開門請求原告らが被った漁業被害が、漁業補償契約に基づく漁業行使権の一部放棄及び制限の範囲を超えることを認めることができないことなどを総合すると、本件事業が開門請求原告らの法益を違法に侵害したとは認められない。

したがって、開門請求原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない。

(2) 大浦原告らの損害賠償請求について

ア 漁場環境の変化

産卵場や成育場の喪失や輸送経路の水質等の悪化により、大浦漁協のある諫早湾近傍の海域においても、コノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことが推認される。他方、本件事業により諫早湾外におけるタイラギやアサリの漁場環境が悪化したとは認められない。

イ 漁業被害の有無

大浦漁協が漁業権を有する漁場において、コノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことが認められるから、上記魚類を対象として漁業を営んでいた原告らには、本件事業により漁業被害が生じたものと推認される。

ウ 違法性の有無

被告は、本件事業により諫早湾及びその周辺海域に漁業被害が生ずる可能性が高いことを認識していたにもかかわらず、大浦原告ら個人に何ら漁業補償を行うことなく本件事業を遂行し、その結果、諫早湾近傍における

魚類の漁場環境を悪化させ、漁業被害を生じさせたのであるから、本件事業の公共性ないし公益上の必要性ゆえに、上記漁業被害が受忍すべき範囲内のものであるということはできず、その遂行は違法な法益侵害に当たる。

エ 故意又は過失の有無

被告の担当者には、大浦原告らのうち上記魚類を対象として漁船漁業を営んでいた原告らに生じた損害について、少なくとも過失が認められる。

オ 損害額

平成9年4月14日から本件口頭弁論終結日（平成22年10月4日）までの漁業被害による損害額は、年50万円と認めるのが相当である。

(3) 将来の損害賠償請求について

本件事業による侵害行為が将来にわたって継続するか否か、これによって受けるべき損害の有無及び程度は、今後実施される諸方策の内容及び実施状況、個々に生ずべき種々の状況の変動等の様々な要因によって左右されるべき性質のものであるし、多岐にわたる事情を検討して、受忍限度を超える侵害を受けているものと判断される場合にのみ損害賠償責任が生じるのであるから、現時点でこれらを明確かつ具体的に把握することは不可能である。

したがって、本件損害賠償請求のうち、口頭弁論終結後に生ずべき損害の賠償を求める部分は、権利保護の要件を欠く不適法なものである。

2 債務不履行に基づく損害賠償請求

被告が、各漁業補償契約の締結に際し、漁業の継続を保証したとは認められないから、債務不履行に基づく損害賠償請求は認められない。

3 まとめ

以上のとおり、被告は、主文第2項及び第3項のとおり、大浦原告らのうち上記魚類を対象として漁船漁業を営む原告らに対し、損害を賠償する義務を負い、その余の原告らの本件口頭弁論終結時までの損害賠償請求は認められない。

また、原告らの本件口頭弁論終結後に生ずべき損害の賠償を求める部分は不適法であるから、却下すべきものである。